

第二号の三様式（昭63蔵令41・追加、平元蔵令43・平5蔵令23・平5蔵令84・平7蔵令42・平10蔵令97・平14内府令46・平14内府令87・平19内府令86・平22内府令40・平24内府令4・令元内府令2・一部改正）

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【代理人の氏名又は名称】

【住所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【住所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

1【発行主体】

2【募集要項】

(1)【債券の名称及び記名・無記名の別】

(2)【券面総額】

(3)【各債券の金額】

(4)【発行価格及びその総額】

(5)【利率】

(6)【償還期限】

(7)【申込期間】

(8)【申込証拠金】

(9)【払込期日】

(10)【申込取扱場所】

(11)【引受けの契約の内容】

(12)【債券の管理会社】

(13)【振替機関】

(14)【財務上の特約】

- 3 【利息支払の方法】
- 4 【償還の方法】
- 5 【元利金支払場所】
- 6 【担保又は保証に関する事項】
- 7 【債券の管理会社の職務】
- 8 【債権者集会に関する事項】
- 9 【課税上の取扱い】
- 10 【準拠法及び管轄裁判所】
- 11 【公告の方法】
- 12 【その他】

第2 【売出債券に関する基本事項】

- 1 【売出要項】
 - (1) 【売出人】
 - (2) 【売出債券の名称及び記名・無記名の別】
 - (3) 【券面総額】
 - (4) 【各債券の金額】
 - (5) 【売出価格及びその総額】
 - (6) 【利率】
 - (7) 【償還期限】
 - (8) 【売出期間】
 - (9) 【受渡期日】
 - (10) 【申込取扱場所】
 - (11) 【売出しの委託契約の内容】
 - (12) 【債券の管理会社】
 - (13) 【振替機関】
 - (14) 【財務上の特約】
- 2 【利息支払の方法】
- 3 【償還の方法】
- 4 【元利金支払場所】
- 5 【担保又は保証に関する事項】
- 6 【債券の管理会社の職務】
- 7 【債権者集会に関する事項】
- 8 【課税上の取扱い】
- 9 【準拠法及び管轄裁判所】
- 10 【公告の方法】

11【その他】

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

第4【法律意見】

第5【その他の記載事項】(1)

第二部【参照情報】(2)

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度又は事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日
関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4【外国者報告書及びその補足書類】

会計年度又は事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日関東財務局長に提出

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

当該半期（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日
関東財務局長に提出

6【外国者臨時報告書】

4の外国者報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日（ 年 月 日）までに、外国者臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】(3)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) その他の記載事項

投資者保護の観点から必要と認められる事項及び特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その内容について記載すること。

(2) 参照情報

訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書若しくは外国者報告書及びその補足書類、外国者半期報告書及びその補足書類又は外国者臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(3) 参照書類の補完情報

- a 参照書類が外国者報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第14条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
- b 参照書類に外国者報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、a に準じて記載すること。